

**令和8年度（2026年度）未来につなぐふるさと応援事業
（地下水かん養機能等保全活動事業）募集要項**

1 経緯と趣旨

中山間地域における農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能^{（注1）}を有しています。

そこで、令和8年度（2026年度）未来につなぐふるさと応援事業（地下水かん養機能等保全事業）では、中山間地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能のうち、特に地下水かん養機能等を良好に発揮することを目的に、土地改良区等が行う上下流の地域と連携した体制整備や啓発及び保全活動等を支援します。

つきましては、事業実施を希望される場合、下記により企画書を提出してください。

2 実施概要

（1）事業名称

令和8年度（2026年度）未来につなぐふるさと応援事業（地下水かん養機能等保全活動事業）

（2）応募できる事業者（事業実施主体）

熊本県内の土地改良区等（土地改良区が主体となった団体）

（3）対象地域

熊本県の中山間地域^{（注2）}

（4）対象の活動

地下水かん養機能等を良好に発揮することを目的に、河川の上下流の地域と連携した取組み体制整備や啓発及び保全活動等と連携を図る地域活動。

＜活動例＞

- ・ 取組み紹介のためのイベントの開催やパネル展示
- ・ 学生に対する地下水かん養機能等の学習会の開催

（5）対象外となる活動

前項を満たす活動であっても、以下のいずれかに該当する活動は対象外とします。

- ア 国または県の他補助金等による助成をうける（多重投資となる）活動
- イ 事業の主要な部分を他に委託する活動。ただし、高度な専門性が必要ななどの合理的な理由がある場合はこの限りではありません。
- ウ 活動の持続性や自立性が乏しい、取組みの成果の多くが個人等の利益に帰結するなど、地域への波及効果が見込めない活動
- エ 経費の内容・項目が事業趣旨に沿っておらず、対象経費が市場単価等に比して大きく妥当性を欠く活動
- オ 本事業の交付決定前に実施した活動

（6）補助金額

1件あたり1,000千円を上限とする。

(7) 提出書類

- ア 実施計画書（別添様式第1号）
- イ 「活動の代表者・事務担当者（連絡窓口）・緊急連絡先」（別添様式）
- ウ 団体の定款、規約またはこれに代わるもの
- エ 団体、参加者等の名簿（役員、職員名簿）
- オ 活動地域の地図

※ご応募いただいた提案内容は、当事業に係る審査以外の目的には一切使用いたしません。

(8) 提出期間

令和8年(2026年)5月22日(金)まで【必着】

(9) 提出方法

必要書類を郵送もしくはメールにより提出してください。

※事務処理の円滑化のため、計画書の電子ファイルの提供をお願いする場合がございますのでご協力をお願いします。

(10) 提出先

熊本県農林水産部農村振興局

むらづくり課元気な農村づくり班 担当：岩永

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1（県庁行政棟本館9階）

電話：096-333-2415

メールアドレス：iwanaga-n-dg@pref.kumamoto.lg.jp

(11) 事業の実施期間

補助金交付決定日から令和9年(2027年)2月26日(金)の間で設定

※補助事業の対象になる活動経費は、交付決定通知日以降に発生した経費のみです。ご注意ください（交付決定前の活動経費は本事業の対象外です）。

3 企画の選定及び通知

(1) 企画の選定方法

以下の選定基準により採点を行い、採点結果や事業内容等を考慮したうえで予算の範囲内で選定する。

(2) 選定基準

「表-1 選定基準」参照

(3) 提出書類の詳細について

提出書類について疑義がある場合は、随時、提出者へご連絡する場合がありますので、ご了承ください。

(4) 選定結果の通知予定

企画審査終了後、郵送で通知する予定です(募集締切日から2週間程度を予定)。

表－１ 選定基準

選定要素	評価の視点
ア 的確性や実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行に必要な組織、人員、技術を有している。 ・地域住民の役割分担が適切である。 ・団体の持つ特性（専門性、地域性等）が活かされている。
イ 計画性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨を理解しており、事業計画が趣旨に対応している。 ・計画に具体性があり、実行可能である。 ・経費の内容が事業趣旨に沿っている。
ウ 都市と農村の交流度合い	<ul style="list-style-type: none"> ・活動への多くの参加が見込まれる。または、子どもの参加が見込まれる。 ・多数の分野の団体の参加が見込まれる。 ・都市部と農村部の両方に亘る活動である。
エ 発展性や普及性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続性があり、補助金終了後を見据えた活動である。 ・地域住民を巻き込み意欲高める活動である。 ・農地保全や多面的機能に関する啓発普及効果が見込める。
オ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて本事業を申請する者であるか。 ・新規以外のもので、前年度の事業実施において実績報告書等、団体が提出すべき書類の提出遅延があり、かつ提出された書類に大きな不備があるなどにより、県の事務に支障を与えた事業主体以外 ・流域治水のための「田んぼダム」、中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）形成に関する取組み、又は子どもの農業体験が見込まれるいずれかの取組み。 ・重点地域（中山間農業モデル地区支援実施要領に定めるモデル地区、熊本県スーパー中山間地域創生事業実施要領に定める対象地域、棚田地域振興法に定める指定棚田地域、つなぐ棚田遺産として認定された棚田地域 の何れかに該当する地域）として位置付けられている。

4 活動までの事務手続きについて

(1) 事務手続き

採用された提案者は事業実施主体となって、補助金によって活動経費を助成されることとなります。

ア) 採用された企画提案者は、当事業補助金の関係規程に基づき、補助金の**事務手続きを経て、補助金交付決定後に活動を開始すること**となります。

イ) 補助事業採択の流れ（予定）

① 応募書類提出（実施計画申請）→②書類審査→③採用決定、割当内示
→④補助金交付申請書提出→⑤交付決定→⑥活動実施→⑦実績報告→⑧確定
→⑨補助金支払い（精算払）

(2) 内容及び採用団体の変更

書類審査の結果、一部改善が必要な場合は、企画内容を変更させていただくことがあります。

また、事業実施主体が、事業対象として必要な条件に合致しない場合や地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合は、補助金の助成を行わないことがあります。

この場合は、次点者と事業実施について協議することとなります。

(3) 経費の支払いについて

補助金は、原則として活動終了後に事業実施主体から提出される実績報告書等の書類を審査し、成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときに支払います。

ただし、真にやむを得ない理由があり、かつ、事業実施主体が適正に活動を履行することができると思われる場合は、活動途中でも補助金の支払い（概算払）ができる場合もありますので、交付決定後に担当者へご相談ください。

(4) 委託について

事業の主要な部分を企画提案者以外の団体等に委託することは出来ません。

5 経費の対象

対象経費は、「未来につなぐふるさと応援事業運用 別表」に示した事業の実施に直接必要となる経費です。なお、弁当等の食費や備品購入費等は対象外であり、「補助対象外となる経費の一例（運用第2条別表関連）」に示す経費に類するものも対象外となります。

6 留意事項

提案にあたっては以下の点をあらかじめご了承ください。

- (1) 今回の申込みにかかる一切の費用は、提案者の負担となります。また、提出いただいた書類は返却いたしません。
- (2) 企画の提案は、提案者各1企画とします。
- (3) 本補助金により、前年度までに実施された取組みについては、より多くの人達に啓発普及活動を行うなど、これまでの取組みを発展させた内容にしてください。
- (4) 提案いただいた企画が選定された場合、交付決定などの事務をすみやかに実施する必要があります。また、補助事業実施中においては、手続き上短期間での対応が必要な場合もあります。そのため、電話やメールなどで確実に連絡が取れる体制をとってください。

また、主要なイベントの開催にあたっては、開催日が決定しましたら、熊本県にご連絡ください（メールや電話等で可）。必要に応じて活動状況の把握のため、県が確認に伺う場合もあります。

- (5) 提案者は、実績報告として提出された資料を県が開催する各種研修会で使用及び県ホームページ「くまもとふるさと応援ねっと」等に掲載する場合があります。

ことを了承したものとします。

(注1) 農業・農村の多面的機能とは

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 洪水を防ぐ機能 | (2) 川の流れを安定させる機能 |
| (3) 地下水をつくる機能 | (4) 土の流出を防ぐ機能 |
| (5) 土砂崩れを防ぐ機能 | (6) 生きもののすみかになる機能(生物多様性保全) |
| (7) 農村の景観を保全する機能 | (8) 体験学習と教育機能 |
| (9) 暑さをやわらげる機能(気象緩和) | (10) 文化を伝承する機能 |
| (11) 保健休養機能 | (12) 高齢者や障害者の機能回復に役立つ機能など |

(注2) 中山間地域とは

5法指定(山村、過疎、半島、離島、特定農山村)に指定されている市町村の地域を言います。なお、5法指定地域以外でも対象となる場合があります(別紙1 中山間地域活動可能市町村一覧表を参照してください)。